学校長認印

## 学校利用申請書

利用目的										
13/13/11/2										
利用人数										
利用日時	年	月	日	~		年	月	日	(毎週	曜日)
和用口时				時		分		~	時	分まで
利用施設名	学校	体	育館・	運動場		その他	(			)
利用の条件	利用中及び使用て、その費用弁	したこと質と解決	とに原にある	因して生 たります	じた	上損害並	びにヨ	事故等	については、	利用者におい

上記の各項を厳守し、利用しますので、許可くださるよう申請します。

年 月 日

(申請印不要)

利用団体	団体名		TEL(	`
机用凹件	代表者名		TEL	,
利用者	住 所	<del>  T</del>	TEL( )	
連絡先	氏 名		E-mail(任意) 	
			緊急時の連絡をメールで希望さ	

緊急時の連絡をメールで希望され る場合はアドレスを記入してくだ さい

日田市教育委員会 様

教育総務課記入欄								
利用料	免	除		円				

様式第3号

## 減 免 申 請 書

利用申請を行った( )学校の 体育館 ・ 運動場 ・ その他 ( )

の利用料については、次の理由により免除願いたいので申請します。

## (理 由)

日田市立小中学校の施設の開放に関する規則第8条による。

↓該当するものに○をすること

 * 1-> 1	7 3 0 1	34,44
	1	市及び市の執行機関が市の行政上のために利用するとき
	2	市長または教育委員会が特に必要と認める団体がその事業目的のために利用するとき
	3	市内の保育園、認定こども園、地域型保育事業所、放課後児童クラブが保育または教育活動のために利用するとき
	4	市内の小学校、中学校、高等学校が教育活動のために利用するとき
	5- ( )	市内の学校教育団体がその事業目的のために利用するとき
	6- ( )	市内の社会教育団体がその事業目的のために利用するとき

※項目5(学校教育団体)、項目6(社会教育団体)の場合は、規則に定める団体の種類の番号を記入してください

【 5-(6)、6-(21)に該当する場合、その理由を記入してください】

年 月 日

	住 所	
利用団体	団体名	
	代表者名	

日田市教育委員会 様

減免申請書 裏面

(施設の設置及び管理条例施行規則第8条における減免団体の区分一覧)

項目番号	I	2	3		4		5			6		
区分	市の行政上のために利	市長又は教育委員会が 特に必要と認める団体 がその事業目的のため に利用するとき。	市内の保育園、認定 域型保育事業所又は 童クラブが保育又は ために利用するとき。	は放課後児 は教育活動の	市内の小学校、中学校又は高等学校が教育活動のために利用するとき。			の学校教育団体がその めに利用するとき。		目的 市内の社会教育団体等がその事業目的のために利用するとき。		
							団体の種類		担当課	団体の種類 担当		担当課
			保育園、		小学校、中学校、 高等学校、 日田支援学校	( leg ) ( 2mg )	(1)	日田市教科部会 (各教科部会(○○部会) 事務職員部会、養護教	会学校教育課	(1)	日田市スポーツ協会、各個別協会、各個別連盟、各地区体育協会、スポーツ少年団	スポーツ振興課
			認定こども園、地域型保育事業所、	(担当課) こども未来課	(部活動、生徒会活動含む)、 中学校修学旅行委員会、	(担当課) 学校教育課		員部会)		(2)	日田市女性団体連絡協議会	社会教育課
			放課後児童クラブ		日田市中学校文化連盟(文 化祭)		(2)	日田市生徒指導協議会		(3)	日田文化連絡会	社会教育課
							(3)	日田市校長会		(4)	日田市交通安全推進協議会	市民課
							(4)	日田市教頭会		(5)	日田地区防犯協会連合会	市民課
							(5)	日田市学校保健会		(6)	日田市連合育友会	社会教育課
							(6)	その他学校教育団体と認められるもの		(7)	日田市自治会連合会 及び各自治会等	まちづくり推進課
								•	•	(8)	市内の住民自治組織	まナ ベノリ 推准 御

学校施設使用料の減免が認められるのは、この表に記載されている団体、 またはこの表に記載されている団体に登録・加盟している団体のみになります。

担当課 スポーツ振興課 社会教育課 社会教育課 市民課 市民課 社会教育課 まちづくり推進課 まちづくり推進課 (収益的な活動を除く) 市内の自主防災組織及び防災士 防災·危機管理課 日田市社会福祉協議会 (10) 社会福祉課 及び各地区社会福祉協議会 日田市民生委員児童委員協議会 (11) (各地区民生委員児童委員協議会 社会福祉課 (12) 日田市ボランティア連絡協議会 社会福祉課 こども未来課 (13) 日田市母子寡婦福祉会 家庭相談室 (14) 日田市手をつなぐ育成会 社会福祉課 一般財団法人日田市公民館運営 (15) 事業団(各地区公民館を含む) 社会教育課 日田市老人クラブ連合会 (16) 長寿福祉課 (各地区老人クラブを含む) (17) 日田市身体障害者福祉協議会 社会福祉課 (18) 日田市認定こども園連合会 こども未来課 (19) 日田市民間保育連盟 こども未来課 (20) 日田市幼稚園連合会 こども未来課 その他社会教育団体と認められる (21) もの 社会教育課

